

# 宇都宮市立清原中学校地域協議会会則

## (設置目的)

第1条 この会則は、宇都宮市立清原中学校区において、学校、家庭、地域が連携協力して、地域に根ざした学校づくりを推進するための取組を行う「魅力ある学校づくり地域協議会」事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (名称)

第2条 協議会の名称を、宇都宮市立清原中学校地域協議会（以下「協議会」という。）とする。

## (組織)

第3条 協議会は、地域代表、PTA代表、学校の代表者などが自主的に参加する任意の組織とする。

## (役割)

第4条 協議会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 学校運営について学校長に意見を述べること。
- (2) 学校の教育活動充実のため、家庭・地域が学校に支援・協力する内容について協議し、企画・運営すること。
  - ・ 学校の特色づくりへの支援・協力に関すること。
  - ・ 各教科等の学習や学校行事等への支援・協力に関すること。
  - ・ 学校の環境整備への支援・協力に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成や安全確保のために、学校と家庭・地域が一体となって取り組む内容について協議し、企画・運営すること。
- (4) 学校施設を活用した地域・家庭の教育力向上を図るための内容について協議し、企画・運営すること。
- (5) その他、第1条の目的に応じて、活動すること。

## (委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- ・ 地域代表
  - ・ PTA代表
  - ・ 学校代表
  - ・ その他、協議会が必要と認めた者
- 2 委員は、協議会の会議で選任する。
  - 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (役員)

第6条 協議会に会長1名（学校職員以外）、副会長若干名（学校長を含む）、庶務・会計若干名、監事若干名を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 運営委員（各部部长、副部长）は、各部会の代表として協議会に活動を報告する。
- 5 庶務・会計は、事務局として本会の事務、会計事務を処理する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。
- 7 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（運営委員会）

第7条 協議会の会議（運営委員会）は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 運営委員会は、年間3回とするが、会長が必要と認めたときは臨時に召集できる。
- 3 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 運営委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（役員会）

第8条 役員会は、必要に応じ、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 役員会は、会長、副会長及び庶務・会計で構成する。

（部会）

第9条 本協議会に、学校支援部会、環境整備部会、を設置する。

- 2 部会は、必要に応じ、部部长が召集し、部部长が議長となる。
- 3 部会は、部部长、副部长及び部員で構成し、部部长は、部員の互選とする。
- 4 本協議会に新たな部会を設置する際は、協議会の承認を必要とする。
- 5 部会は、協議会に活動報告書を提出しなければならない。

（守秘義務）

第10条 協議会の委員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（事業経費）

第11条 協議会の事業経費は、宇都宮市教育委員会からの交付金を充てる。

- 2 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事務局）

第12条 協議会の事務局は、宇都宮市立清原中学校に置く。

- 2 事務局員は2名以上（学校職員1名以上、学校職員以外1名以上）とする。

（補 則）

第13条 この会則の改訂が必要なときは運営委員会で審議する。

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成20年5月29日から施行する。

この会則は、平成21年5月25日一部改正

この会則は、平成24年5月30日一部改正